

受験資格に関するQ & A

	質 問	回 答
受験地について		
(1)	静岡県に住んでいますが、現在は神奈川県内の病院で看護師として働いています。受験地は何県になりますか。	受験地は住所地よりも勤務地を優先します。設問の場合は、神奈川県内で受験資格該当業務に従事しているため、神奈川県が受験地となります。（P 4） なお、受験申込日現在、受験資格該当業務に従事していない場合は、住所地が受験地となります。
(2)	栄養士として東京都内にある派遣会社に登録し、静岡県内の病院に派遣され入院患者の栄養管理業務をしています。受験地は何県になりますか。	受験資格該当業務に従事している都道府県が受験地を決定する基準となります。質問の場合には静岡県が受験地となります。
実務経験の内容について		
(3)	介護福祉士の資格を持ち、デイサービスの生活相談員として勤務しています。	介護福祉士の資格に基づく業務は、介護職であるため、生活相談員（相談援助業務）は、実務経験に加えることができません。
(4)	県の保健師として4年間保健所に勤務した後、看護師養成学校の講師をしています。看護実習では患者の世話等もします。	教育のための指導は要援護者への直接対人業務ではないため、実務経験に加えることはできません。
(5)	小規模授産所において相談援助の業務を行っています。	小規模授産施設における相談援助の業務は受験資格該当業務に含まれていませんので、実務経験に加えることはできません。
(6)	介護福祉士の試験に合格しましたが、登録をしていません。5年以上介護の業務をしています。介護福祉士として受験できますか。	介護福祉士になるためには、介護福祉士試験合格後、登録を受けなければなりません。介護福祉士の法定資格により受験するには、その登録を受けていなければなりません。
(7)	医薬品の卸売販売店で管理薬剤師として勤務しています。薬の在庫管理等していますが、実務経験としてみなされますか。	要援護者への直接的な支援である調剤業務や薬に関する相談指導等は実務経験とみなされますが、薬の在庫管理は実務経験に算入できません。
(8)	栄養士ですがファミリーレストランのメニューを開発しています。	要援護者への直接的な対人業務ではないため、実務経験に加えることはできません。
(9)	薬剤師として製薬会社で医薬品の開発・研究の他に医療機関の医師と相談しながら新薬の開発もしています。	研究職の業務は要援護者への直接対人業務ではないため、実務経験に加えることはできません。
(10)	民間のマッサージサロンで、あん摩マッサージ指圧師として勤務しています。	勤務しているマッサージサロンがある管轄保健所に、あん摩マッサージ指圧の施術所として届出を行っている場合は、実務経験に加えることができます。受験申込みの際に実務従事期間証明書の他に、「施術所開設届」の写しを添付してください。
実務経験の従事期間について		
(11)	5年間の勤務期間がありますが700日の勤務日数しかありません。	勤務期間と勤務日数の両方を満たしていなければならないため、実務経験が不足しています。
	勤務期間は4年ですが、900日以上勤務日数を満たします。	
(12)	私は、看護師として4月1日に一般病院に採用されて勤務していますが、看護師免許証が4月28日交付の場合、実務経験は4月1日からになりますか。	免許証交付前の期間は看護師としての実務経験に加えることができません。 ※法定資格（P 4の2 (1)）に基づき当該資格に係る業務に従事した期間の算入については、全て資格の登録年月日以降からとなります。
(13)	現在、私が介護職員として勤務している特別養護老人ホームは、6月1日に都道府県知事の指定を受け開設されましたが、実際には、開設準備の業務を含め、4月1日から勤務しています。この場合の業務従事期間は、4月1日からでよいですか。	事業所・施設等における開設準備の業務は、要援護者に対する直接的な援助とは認められないため、業務従事期間に算入することはできません。
(14)	試験の申込期限日には4年6か月の勤務経験ですが、令和8年1月で満5年となります。	試験の前日（令和7年10月11日）までに、所定の実務経験を満たさなければなりません。設問の場合、試験の前日において実務経験が不足しているため、受験資格がありません。